

第3期三朝町障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

第5期三朝町障がい福祉計画

第1期三朝町障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

鳥取県三朝町

平成30年3月



※「障がい」と「障害」の表記について

鳥取県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、平成21年度に「障害」を「障がい」と表記することが定められました。

これに伴い本町でも同様の取扱いとしており、本計画において次の場合については「障害」と表記します。

- (1) 法令及び条例等の表記に用いる場合
- (2) 名称等の固有名詞を用いる場合
- (3) 医学用語等の専門用語として用いる場合